

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は インターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

- 24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- ハローワークへの来所は不要です！**
- 複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- 届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

株式第3号(第10条関係)(表2)		入 れ い る に 係 る 外 人 雇 用 状 況 届 出 書	
フリガナ(カタカナ)			
①外国人の氏名 (ローマ字)			
②③の者の在留資格		③④の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④⑤の者の生年月日 (西暦)		年 月 日	⑤⑥の者の性別 1男・2女
⑥⑦の者の国籍・地域 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)		⑦⑧の者の資格外 活動許可の有無 1有・2無	
届入者年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日			
事業主の名前、 所在地、電話番号等 主たる事務所 (名称) (所在地)		届け出又は離職に係る事務所 □ (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地) TEL TEL 氏名	
社会保険 労 務 士 記 載 欄		作成年月日・提出代行者・事務代理者の請求 氏名 公共職業安定所長 殿	

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス

[\(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/\)](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL060601外01

インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力高給の適切な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

株式会社等(国)地方公共団体の場合は連絡機関により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の場合は画面からユーザーID及びパスワードを取得することはできません。新規に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望される場合は、お手数ですが、株式会社等(国)ハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者のメールアドレスをお知らせください。

届出の主要事項等を複数回入力した場合、一括でログインができない場合、時間を経て再度ご利用をお願いいたします。

お知らせ

【操作マニュアルのご案内】
ハローワークインターネットサービスAPI申請書をご提出の方へ、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。
操作上のご不明点等ございましたら、ご活用ください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒ハローワークインターネットサービス新着情報・お知らせ

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDでお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に保管してください。

ユーザーID パスワード サービスご利用時の注意 ログイン

ユーザーID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。
お問合せ 外国人雇用状況届出システムによるお問い合わせを指します。

厚生労働省職業安定局

当ホームページは、Google Chrome™、Microsoft Edge™で動作するように作成されています。
All rights reserved. Copyright © Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

新規ユーザーID登録手順

① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
1. 画面の「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。

2. ユーザID仮登録用番号、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザー情報登録」が表示されます。

4. 「ユーザー情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザー情報登録」をクリックしてください。
「ユーザー情報登録確認」が表示されます。

5. 「ユーザー情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
また、ユーザー本登録（ユーザーID本登録メール送信）が完了しますと、ユーザーIDの登録は完了です。

6. ログインを行い、雇用状況の登録をおこなってください。

② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
1. 画面の「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。

2. ユーザID仮登録用番号、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

3. トップメニュー

▲このページのトップへ
厚生労働省職業安定局

「ユーザーID新規登録」
をクリック

- ① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
► 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
► 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
をそれぞれクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。
雇用保険適用事業所番号 (半角英字)
担当者メールアドレス
担当者メールアドレス (再入力)

戻る 同意します

①
②

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、郵便番号、国籍のハローワーク、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。
郵便番号
国籍のハローワーク
担当者メールアドレス
担当者メールアドレス (再入力)

※ システム登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザー情報登録（ユーザーID本登録）を完了してください。
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メール**が届いたら開く
- ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- 「**ユーザー情報登録**」をクリック
- 次画面で登録内容を確認し「**確定**」をクリック
- **本登録完了**

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

登録したユーザIDと
パスワードを入力して
「ログイン」を
クリック

**「外国人雇用情報
新規登録」**をクリック

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質問

これまでには外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回答

これまでに、**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**、**雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）**、**雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）**の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。

お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。ハローワークで登録状況を確認します。

3 代理人による届出

質問

代理人が届出を行う場合の手続きを教えてください。

回答

届出を行う場合には、あらかじめ代理人を選任することで提出は可能です。

代理人選任（解任）届が必要となりますので、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

4 社会保険労務士による届出

質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。
その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。